

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2013 (平成 25) 年
No. 102



サザン・セト大島ロードレース 3234人が健脚を競う

2月3日、第29回サザン・セト大島ロードレース大会が周防大島町陸上競技場で開催されました。

今年のゲストランナーは、湯田友美さん（写真左中央）。湯田さんは「このコースは海の景色がきれいで、気持ちよく走れました。」と感想を話してくれました。

橘斎場葬儀場が完成します

平成 24 年度事業で建設していました橘斎場葬儀場が、3 月末に完成し、4 月 3 日(水)から使用できます。

新しく建設された橘斎場葬儀場は、近年の生活環境の変化に伴い、住民生活に欠かせない施設の一つとして、多くの住民の皆様からその建設が待ち望まれていた施設です。

本施設が完成したことで、豊かな自然環境のもと、静かで、清楚な雰囲気の中で、通夜、葬儀、火葬が行えるようになります。

なお、橘斎場の使用料、使用時間につきましては、下表のとおりとなります。

2 1

町民とは、死亡者または使用者が本町に住所を有する者とし、その他とは、町民以外のものとする。使用時間を延長する場合は、1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は 1 時間として計算する。

〈使用料〉

施設名	区分	単位	使用料	
			町民	その他
火葬場	12 歳以上	1 体につき	10,000 円	30,000 円
	12 歳未満	1 体につき	8,000 円	24,000 円
	死産児	1 胎につき	2,500 円	7,500 円
	胞衣又は人体の一部	1 件につき	1,000 円	3,000 円
通夜	午後 5 時から翌日の午前 9 時まで		10,500 円	31,500 円
	超過使用料	1 時間につき	1,050 円	3,150 円
葬儀場	3 時間まで	1 回につき	21,000 円	63,000 円
	超過使用料	1 時間につき	5,250 円	15,750 円
霊安室	1 日 24 時間	一体につき	3,150 円	9,450 円
	超過使用料	1 時間につき	1,050 円	3,150 円
冷暖房使用料		実費を超えない範囲で別に定める		

〈使用時間〉

	火葬時間 (I 炉、II 炉交互使用)	葬儀時間・利用種別
A	自 午前 8 時 30 分 至 午前 10 時 30 分	火葬のみ利用可能
B	自 午前 11 時 00 分 至 午後 1 時 00 分	葬儀後火葬のみ利用可能 ※葬儀時間 午前 10 時～午前 11 時
C	自 午後 1 時 00 分 至 午後 3 時 00 分	火葬のみ利用可能
D	自 午後 3 時 00 分 至 午後 5 時 00 分	火葬のみ、葬儀後火葬どちらも可 ※葬儀時間 午後 2 時～午後 3 時

◆問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1010

平成 25 年度 狂犬病予防注射日程

4月12日(金)	8:50~8:55	家房停留所
	9:00~9:10	出井停留所
	9:15~9:20	津海木消防機庫
	9:25~9:40	役場沖浦出張所
	9:45~9:55	横見集荷場前
	10:00~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	山口大島農協選果場(小松)
	11:00~11:10	志駄岸神社駐車場
	11:15~11:25	小松港
	11:40~11:45	奥畑停留所
	11:50~11:55	樫原停留所
	12:00~12:05	旧神領停留所
12:10~12:25	旧屋代小学校入口	
12:30~12:50	大島庁舎前公園	

4月15日(月)	8:35~8:40	三浦寺家橋
	8:45~9:05	役場蒲野出張所
	9:10~9:15	西の郷浜老人憩いの家
	9:30~9:45	役場棕野出張所
	9:55~10:55	久賀健康管理センター
	12:00~12:05	樽見渡船待合所
	12:20~12:25	江ノ浦渡船待合所

4月16日(火)	8:50~8:55	秋集荷場前
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:30	庄集荷場前
	9:35~9:50	三ツ松区民会館
	9:55~10:20	橘庁舎
	10:25~10:35	原区民会館
	10:40~10:50	安高米穀店横
	10:55~11:00	鹿家集荷場前
	11:10~11:30	油良集荷場前
	11:40~11:45	長浜集荷場前
	11:50~12:00	しらとり苑横
	12:05~12:15	日前郷集荷場前
12:20~12:35	役場日良居出張所	

4月17日(水)	8:50~8:52	馬ヶ原集荷場前
	9:05~9:15	油宇集会施設
	9:20~9:30	役場油田出張所
	9:35~9:37	日向泊漁港荷揚場
	9:47~9:50	小伊保田集荷場前
	10:00~10:10	役場和田出張所
	10:15~10:20	内入集荷場前
	10:25~10:30	小泊集荷場前
	10:35~10:40	和佐公民館
	10:45~10:45	神浦集荷場前
	10:55~11:15	東和総合支所
	11:25~11:27	小積集荷場前
	11:30~11:30	大積集荷場前
	11:40~11:45	佐連会館
	11:50~11:50	地家室集荷場前
	12:00~12:02	伊崎集荷場前
	12:10~12:20	役場白木出張所
12:25~12:35	船越集荷場前	
12:40~12:50	西方集荷場前	



狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主は、犬の登録(生涯一回)と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。左記の日程で予防注射を行いますので、必要料金および町からお届けする通知書を持参のうえ受けてください。

なお、都合により受けられない犬は、獣医師のもとで受けてください。

また、会場によっては状況により若干予定時間に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

1 該当する犬 生後3か月以上の犬

2 料金(一頭あたり)

●登録済の犬 2950円

(内訳:予防注射代 2400円 注射済票 550円)

●未登録の犬 5950円(内訳:前記料金および登録料 3000円)

3 犬の所在・飼主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

4 新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1010

ペットは正しく飼いましょう!!
犬・ネコに関する苦情が増えています。

▼犬の飼い主の方へ

- ◇犬のフンの放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ◇放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。

◇3か月以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

◇死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。

▼猫の飼い主の方へ

◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、屋内で飼いましょう。

◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

◎野良猫にエサを絶対に与えないでください。無責任なエサやりは、その場に居つくだけではなく、繁殖してしまいます。近所にフンや尿をしたり、家に入り込んだり生活環境の悪化につながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

70歳から74歳までの 国保に加入されている方の窓口負担 について

平成25年4月以降も当面1割負担です。(既に3割負担の方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます)

70歳から74歳までの国保に加入されている方の窓口負担を2割から1割に軽減する国の措置について、平成25年4月以降も当面継続されることになりました。

3月下旬に『2割(平成25年7月31日までは1割)』(※注)と表示した高齢受給者証を、該当者の方へ送付いたしますので、ご確認の上、ご使用ください。

(※注)この受給者証は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得に応じて負担割合1割または3割を判定し更新しています。(8月1日から2割負担になるという意味ではありません。)

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

平成25年度鳥獣被害防止総合対策 ～国の交付金による事業～

この事業は、有害鳥獣(イノシシ等)からの被害防止を目的とし、集団農地へ設置する防護柵資材を支援するものです。

◆対象となる農地

3戸以上の耕作している農地で、道や水路等により分断されていない集団農地が対象となります。

◆防護柵の種類

ワイヤーメッシュに限ります。

原則として防護柵の設置は自力施工です。

◆資材援助の方法

担当者が現地調査等を行い、国および県へ申請し、決定を受けてから資材が配布されます。条件によっては、採択されない場合があります。

◆防護柵の管理について

防護柵施工後は、原則として農地の継続的な耕作を含め14年以上の管理が必要となります。

◆問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002

受 講 生 募 集

周防大島で農業を始めませんか

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
- ・援農作業を希望する方

■応募期限 4月15日(月) ※応募多数の場合は選考

○周防大島みかんいきいき営農塾

◆募集人員 50名程度 ◆参加費 8,000円

◆受講期間 平成25年5月～平成26年4月
毎月1回、第2火曜日予定

◆会場 大島柑きつ振興センター他

◆研修内容 みかん栽培、流通の仕組み等



○JA生き生き帰農塾

◆募集人員 30名程度 ◆参加費 8,000円

◆受講期間 平成25年5月～平成26年4月
毎月1回、第4水曜日予定

◆会場 JA山口大島久賀支所他

◆研修内容等 農業初心者向けに野菜・落葉果樹等幅広い作物の栽培基礎等



■申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007

後期高齢者医療保険料の

年金天引き（特別徴収） 4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれていた年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

① 本年2月に年金から天引きされた方

② 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆ 年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができません。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、役場健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります。）

◆ 問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎ 0820(77)5502

瀬戸内海では初！

ニホンアワサング群生地
地帯（地家室地先、
外入地先、沖家室地先）
が瀬戸内海では初めて
となる瀬戸内海国立公園
（山口県地域）海域
公園地区に指定されま
した。

◆ 問い合わせ
農林課

☎ 0820(79)1002



周防大島・カウアイ島姉妹島提携50周年記念 ▼「ハワイとの架け橋」作品を募集します

周防大島とカウアイ島姉妹島提携50周年を、次世代を担う子ども達に広く周知し関心を持ってもらうこと、ハワイとの絆について考え、自分のルーツ探し等も兼ねて、家族で色々話しながら調べていくことで、家族の絆を深めることも目的に作品を募集します。

校生（町内在住又は町内の学校に所属）

● 募集要領

【テーマ】

ハワイと大島（または自分）との絆

● 自分の祖先や親戚、近所等、ハワイに渡った人を調べて自分とハワイとのつながり

● 主催 日本ハワイ移民資料館

● 共催 周防大島町・周防大島町教育委員会・山口県大島郡国際文化協会

※なお作品応募目的のため日本ハワイ移民資料館にご来館される場合は、入館料を無料とさせていただきます。

● ハワイ移民についての考え

● ハワイとの絆づくりについての考え等

● 作文の部：原稿用紙2枚（800字）程度

● 絵画の部：八つ切り画用紙1枚（四つ切り画用紙等も可）

● 応募先 周防大島町教育委員会各公民館・日本ハワイ移民資料館・周防大島町商工会大島支所内大島国際交流協会

（郵送で応募の場合）
〒742-2106 大島郡周防大島町小松237-1
大島国際交流協会

● 募集期限 4月10日(木)まで

● 募集対象 園児・小学生・中学生・高

● 表彰等 優秀な作品は表彰し賞品を贈呈します。

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

ー 申請はお済みですか？ ー

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽減するための制度です。

平成23年8月1日から平成24年7月31日までの計算期間で、対象になると思われる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯には申請書を送りしていますので、申請をお願いします。

なお、次に該当する方は、対象となっても確認ができません。そのため、お知らせすることができません。

- ①平成23年8月から平成24年7月の間に住所を変更された方(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方)
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当される方は、前住所や以前加入していた医療保険での自己負担額証明書が必要になります。ただし、申請をされても、限度額を超えない場合は不支給となります。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入されている方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担限度額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成24年7月31日に加入している医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の皆様へ こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書(交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、 医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等 障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

春休み小児50円運賃を実施

将来的な路線バスの利用促進を図る取り組みとして、春休みの長期休学期間における小児一律50円運賃が実施されます。

◆対象期間

3月23日(土)～4月7日(日)

◆対象路線

防長交通(株)が運行する県内一般路線

※高速バス、空港連絡バス、徳山ぐるぐるバス、岩国市由宇町内の路線、阿武町道の駅～惣郷線は除きます。

◆対象者

小学生以下の児童・幼児

◆運賃額

全区間一律で1乗車につき50円

※ただし1歳未満の小児は、無賃。1歳以上6歳未満の小児は、同伴する6歳以上の旅客1名につき1名無賃。

※注意点

・障害者割引等、他の割引制度との併用はできません。
・運賃のお支払いは現金に限ります。バスカード、回数券でのお支払いはできません。

◆運賃の例

平野から徳山駅前まで行く場合
・周防平野～大島駅前 50円
・大島駅前～柳井駅前 50円
・柳井駅前～徳山駅前 50円

↓
合計150円で到着

◆問い合わせ

防長交通(株)平生営業所 ☎0820(56)5100

警 察 署 だ よ り

子どもが被害となる 事件や交通事故を防ごう！



◆保護者の皆さんへ

○通学路を一緒に歩いてみましょう

子どもと一緒に通学路を歩いて、危険な場所や安全確認が必要な場所を点検し、安全な通行方法をその場で教えましょう。

○子どものお手本になりましょう

保護者の皆さんは、交通ルールを守っていますか？

子どもたちは大人の行動のまねをします。保護者自身が交通ルールを守り、子どもたちにお手本を示すことが大切です。

◆地域の皆さんへ

子どもに対する犯罪や、声かけ等が未だに多く発生しています。通学路の暗がりや危険な箇所など、子どもを取り巻く環境改善に向けて安全点検を行いましょう。

◆ドライバーの皆さんへ

新年度が始まると、小学校周辺道路を黄色カバーのランドセルを背負った新入児童が通学します。子どもを見かけたら予想外な行動に備え、速度を落とし、動きに十分注意して運転をしましょう。

住宅や公園、学校などが建ち並ぶ生活道路では、子どもが急に飛び出してくることがあります。生活道路を通行する場合は、スピードを控えて運転をしましょう。



◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110

野生鳥獣の捕獲は原則禁止です

山口県では、愛玩を目的とした野生鳥獣の捕獲が禁止となっております。野生鳥獣とは、メジロやホオジロなどを含むすべての鳥獣です。

ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等は許可される場合があります。

また、狩猟や有害鳥獣の駆除などを行う場合も、行政機関の許可が必要です。

<メジロの飼養登録について>

現在、飼養登録されているメジロについては、その個体に限り引き続き飼養が可能です。毎年、飼養登録の更新手続きが必要です。

◆問い合わせ

農林課 農林振興班

☎0820(79)1002

第17回サザン・セト 大島少年サッカー大会

◆開催日程・場所

- 3月29日(金)
午前9時～開会式
(4地区主会場)
午前10時～
予選リーグ
(町内8会場)
- 3月30日(土)
午前9時～順位別リーグ
(町内8会場)
- 3月31日(日)
午前9時～決勝順位決定トーナメント
(町内8会場)
午後2時～決勝戦
午後3時～閉会式
(町陸上競技場)



◆参加チーム 48チーム

◆問い合わせ 周防大島町総合体育館
☎0820(78)2512



▲委嘱状を交付される魚谷委員(写真右)

審議していただき、審議内容に基づいて町審議内容を掲載いたします。新しい委員さんのお仕事です。

周防大島町国民健康保険運営協議会が、2月1日に橘庁舎で開催され、新しい委員さんに副町長から委嘱状が交付されました。この協議会では、町長から諮問された国民健康保険に関する保険税の賦課方法や保険給付の内容など国民健康保険事業の重要事項について審議が行われます。当日は委嘱状の交付を受けた後に新年度予算原案及び「第2期周防大島町特定健康診査等実施計画」について審議していただきました。

新しい国保運営協議会委員が
委嘱されました

周防大島町国民健康保険運営協議会委員

任期：平成25年1月1日から平成26年12月31日まで
(敬称略)

委員の区分	委員氏名(所属団体等)
被保険者代表委員	松岡宏和、福田みちゑ、岸田邦子、山田修
保険医・薬剤師代表委員	正木純生(郡医師会)、嶋元徹(郡医師会)、中村瑞美(郡歯科医師会) 泉原紳一(郡薬剤師会)
公益代表委員	中元みどり(郡連合婦人会) 西本信男(町老人クラブ連合会) 秋吉利夫(町自治会連合会) 魚谷洋一(町議会)

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

ダニ媒介性疾患の予防について

春先から秋にかけてみられるつつが虫病などのダニ媒介性疾患の予防のため、ダニに咬まれないように以下の点にご注意ください。

◆予防対策

- ①ダニに咬まれないことが重要です。
- ②草むらや藪など、ダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴を着用し肌の露出を少なくすることが大事です。
- ③屋外活動後には、ダニに刺されていないか確認してください。
- ④吸血中のダニに気がついた際には、できるだけ病院で処置してください。
- ⑤ダニに咬まれた後に、発熱等の症状があった場合は、病院へ受診してください。

◆問い合わせ 山口県柳井健康福祉センター健康増進課

☎0820(22)3631

▼家庭ごみの減量と分別にご協力をお願いします▼

◆「ごみ分別の手引き」および「五十音順ごみ収集区分一覧表」を刷新しました。

主な改正点は、

- スプレー缶を金属から有害ごみ（青ネットに入れて有害ごみの日に出す）に変更
（平成 22 年 4 月から実施済）
- 特定家庭用機器に衣類乾燥機、プラズマテレビ、液晶テレビ、ワインセラーを追加
（平成 21 年 4 月から実施済）
- 4 月 1 日から環境施設課と生活衛生課が統合するため、家庭ごみ等に関する電話番号が
☎0820（79）1012に変更

◆ごみ処理にかかる費用

平成 23 年度において周防大島町のごみ処理にかかった費用等は右表のとおりです。この費用を町民一人当たり換算すると年 12,124 円になります。

この処理費用は、町民の皆さんの税金でまかなわれています。ごみの量が増えると収集、処理する経費も増えることになります。皆さんも「必要としないものは買わない、求めない。」という考えでごみの減量化に心がければ、それだけで費用が軽減できます。

ごみ処理にかかった費用		2億3,045万3千円
可燃ごみの量		4,934 t
不燃ごみの量	リサイクルした量	664 t
	リサイクルによる売却金	717万5千円
	最終処分した量	80 t

（平成 23 年度）

◆ごみ出しのルール

①正しく分別していない場合や収集日時を間違えた場合は、収集しません。注意事項が記載された貼り紙をしていますので、持ち帰って正しく分別して次回の収集日に出してください。

②ごみの排出は指定袋を使用し、必ず氏名を記入してください。

※指定袋に入らないものは、縛って指定袋（氏名を記入したもの）を付けてください。

※ダンボール箱や指定袋以外のものに入れて出さないでください。

※可燃ごみの中に、ビンや缶などの不燃ごみは絶対に入れないでください。（最近多く見受けられます。）

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。

※ごみステーションの維持管理や運営は各自治会で行っていますので、他の自治会に迷惑をかけるようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル（旅館）・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。

詳しくは、「家庭ごみ分別の手引き」、「50音順ごみ収集区分一覧表」をご覧ください。

◆問い合わせ

○家庭ごみの出し方に関すること

生活衛生課 ☎0820（79）1010

※4月1日以降☎0820（79）1012

○産業廃棄物の処理などに関すること

柳井環境保健所生活環境課 ☎0820（22）3631

たけのこを出荷してみませんか！

山口県柳井農林事務所森林部

4月はたけのこの収穫の季節です。たけのこを出荷してみませんか。

竹林に生えたたけのこを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきますので、その駆除に苦勞されている方も多いと思います。

たけのこを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と、収入の一举両得です。ぜひ、出荷してみてください。

たけのこの掘取りには、唐鍬を使います。たけのこの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷を付けると商品価値が落ちるので、注意が必要です。

掘り取ったたけのこは日に当たらないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

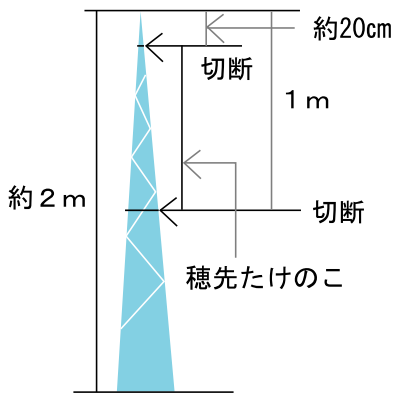
また、平成22年度から伸び過ぎたたけのこも、「穂先たけのこ」として荷受けを行っていますので、あきらめずに出荷してみてください。今年の荷受けは、4月に入ってから週3回程度、農協の各支所にて荷受けされる予定です。

穂先たけのこは、2mくらい伸びたたけのこをナタなどで切り、上1mくらいで切断します。その先端部20cmくらいのところをさらに切断すれば穂先たけのことして出荷することができますので試してみてください。

たけのこの出荷規格は下表のとおりです。不明な点がありましたら柳井（岩国）農林事務所森林部までお問い合わせください。

■お問い合わせ 柳井（岩国）農林事務所森林部
☎0827(29) 1565

穂先たけのこの収穫方法



たけのこ出荷規格

区分	長さ
規格	
小	25 cm以下 (コンテナの短辺に入るサイズ)
中	26 cm以上～45 cm以下 (コンテナの長辺に入るサイズ)



※出荷にあたっての注意事項

- 1 親根よりイボ2節以上から傷をつけないように掘り取り、必ずイボ1節を残して節間と平行に切断する。
- 2 上記以外は規格外品として受け入れる。

資料：日本果実工業(株)久賀工場



海外宝くじが当選?

相談は山口県消費生活センター
☎083(924)0999
または町商工観光課
☎0820(79)1003

【相談】

海外からダイレクトメール(DM)が届いた。「海外宝くじ当選1億円!」とあり、手続きのため同封の書類にクレジットカードの番号を記入して送付するように書いてある。応募した覚えはないが、どうすればいいか?

【処理】

申し込まないよう助言した。

【ワンポイント講座】

過去にこのコーナーでも注意を呼び掛けていますが、海外宝くじなどが当選したかのように錯覚させる文面で、DMが送られてきたといった相談

がまた増加しています。受取手続きとして、参加費用や手数料を振り込ませるのが目的です。更に悪質な場合は、クレジットカードの番号を利用して毎月費用を引き落とすケースもあります。参加費用などを支払っても、実際に当選金などが受取れたケースはありません。また、DMの事業者の所在地は海外で架空の場合も多く、返金してもらうことは極めて困難です。申し込んでいない宝くじが当選することは絶対にありません。また、海外の宝くじを日本で売買することは違法です。絶対に申し込んではいけません。

久賀・大島地区 下水道事業 全体計画を見直します

久賀・大島地区における下水道事業につきましては、平成23年度に全体計画を作成し、手続きを進めておりましたが、平成25年1月30日に開催いたしました「公共下水道の都市計画決定（素案）に係る説明会」（大島都市計画区域に下水道の都市計画を策定する説明会）の中で、終末処理場の位置について様々なご意見・ご要望をいただきました。

説明会に参加された方々のご意見および終末処理場建設予定地周辺の方々のご要望を踏まえ、終末処理場の位置をはじめ下水道事業全体計画を見直すこととなりましたので、お知らせいたします。

◆問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011

表彰・受賞

◆平成24年度キャリア教育優良学校

文部科学大臣表彰

周防大島町立東和中学校

◆B&G海洋性レクリエーション指導員褒賞

シルバー褒賞

中谷清一郎さん（小松開作）



豆腐と野菜の中華風炒め



今回は、脂質異常症予防についてお伝えします。脂質異常症とは、血液中のLDLコレステロール（悪玉）、中性脂肪のいずれか、または両方が多くなっている、もしくはHDLコレステロール（善玉）が少ない状態をいいます。食生活や運動などの生活習慣で改善することができます。特定健診などを受けて、脂質の数値を確認してみましょう。

●食生活改善ポイント

- ・脂質の摂取量を減らすために、煮る、焼く、蒸すなどの調理法で脂肪分を落とすようにする。
- ・お菓子・清涼飲料水などの糖質の多いものは控える。
- ・1日3食規則正しく食事し、肉食中心から、魚、大豆製品を多めにする。

今回は、豆腐やたくさんの野菜を使って脂肪を控えた「豆腐と野菜の中華風炒め」の献立を紹介します。

周防大島町食生活改善推進協議会久賀支部 升井 玲子

材料	4人分
木綿豆腐	1丁
ブロッコリー	80g
しょうが	8g
シーフードミックス（冷凍）	100g
にんじん	40g
干しいたけ	1枚
白菜	150g
干しいたけの戻し汁	120cc
鶏ガラスープの素	小さじ2
酒	大さじ1
オリーブオイル	小さじ1
醤油	小さじ2
サラダ油	適宜
塩	少々
こしょう	少々
片栗粉	大さじ1
水	大さじ1

エネルギー 141kcal たんぱく質 12g 脂質 6.6g 食物繊維 3.3g
食塩相当量 1.1g

<作り方>

1. しょうがはみじん切りにする。
2. 豆腐は押しをして、1センチの厚さの色紙切りにする。フライパンにサラダ油をしき、両面こんがり焼く。
3. ブロッコリーは小房に分けかためにゆでる。
4. にんじんは短冊切り、白菜は芯と葉に分けて3センチ幅に切り、干しいたけは戻し、うす切りにする。
5. フライパンにサラダ油をしき、①のしょうがを炒め、④のにんじん・白菜の芯・干しいたけを加えてさっと炒める。
6. ②の豆腐・③のブロッコリー・④の白菜の葉・シーフードミックス・調味料A・干しいたけの戻し汁を加えて煮て、塩・こしょうで味をととのえて、最後に水溶き片栗粉でとろみをつける。

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



水耕栽培の試験を行っています

周防大島町定住促進協議会では、町への移住を推進するため、空き家バンクの充実など『住』の確保と、経済的自立のため『職』の検証を行っています。『職』の検証の一方策として、廃校となった旧屋代小学校を利用し、水耕栽培の試験に着手しています。

2月5日には、1月8日に種をまいた2種類のレタスの生育確認が行われました。水耕栽培では室内温度を23～25度、湿度を60%程度に保ち、LEDの照明などを使用して野菜などを育てます。

5日には、ミニキャロットやラディッシュの種などもまき、今後は成長の速さなどのデータを収集し、品種に適した栽培条件などを検証していきます。

▲2月5日
生育状況を確認する
椎木町長



◀約1か月で
育ったリー
フレタス

義援金を被災地へ

▶ 椎木町長へ義援金を手渡す、学生会長嶋優樹さん（写真中央）、学生副会長平原直人さん（写真右）。



地域おこし協力隊員へ委嘱状交付

2月1日、大島庁舎において地域おこし協力隊員へ委嘱状が交付されました。



町では、移住を希望される方や移住された方との連絡調整や、情報発信による活動のPR、移住希望者の呼び込みなどを推進するため地域おこし協力隊員を公募し、このたび東京都から三浦宏之さんが着任することになりました。三浦さんは「自分自身が周防大島での暮らしを楽しみ、定住促進につなげていきたい。」と意気込みを話してくれました。

2月14日、大島商船高等専門学校の学生会が昨年に引き続き、東日本大震災の義援金を町へ届けました。

今回届けられた義援金は昨年11月3日に開催された商船祭での模擬店の売上の一部などで、7万786円。学生会長の嶋優樹さんは「今年も引き続き募金活動を続けていきたい。」と抱負を語りました。

全国大会出場者へ激励費授与



2月22日、ボランティア団体「美しい三浦を創る会」が第6回植樹祭を開催しました。

桜や椿を植えました

植樹祭には蒲野保育所の園児、三浦小学校の児童が参加し、園児・児童が桜や椿の苗木を植えました。
会長の吉兼洋一さんは「今後も会員の皆さんといっしょに、大島の景観をよくしていきたい。」と目標を語りました。



▲瀬戸で行われた植樹祭の様子

スポーツ振興の一環として、全国大会に出場される個人・団体に激励費が授与されました。
○平成24年度全国高等学校アーチェリー選抜大会

開催期間…3月26日～28日 開催地…静岡県男子個人

周防大島高等学校 松井亮太さん

○第24回全国高等学校選抜ボート大会

開催期間…3月22日～24日 開催地…静岡県

団体舵手つきクオドルプル

周防大島高等学校 小柳海斗さん

宮本諒太さん

山田延也さん

中村晴稀さん

齋藤裕紀さん



▶ 全国大会へ出場するみなさん（授与式…2月8日）

地域おこし協力隊
三浦宏之

「お役に立てれば、幸いです。」①

定住促進協議会日良居分室

☎0820(73)0234

周防大島町の皆様、はじめまして。2月1日より地域おこし協力隊としてやってまいりました三浦宏之と申します。今月号から地域おこし協力隊の活動等を広報紙で紹介していこうと思います。よろしくお願ひします。

島に来る前は東京でラジオ番組を作る仕事をしていました。面白いものを見つけて、いい音楽とともに紹介するのが仕事でした。この周防大島でも、周防大島の面白いものなど（アピールポイント）を見つけて、島の外へ紹介しながら、「島おこし」「定住促進」につなげていきたいと思っています。

僕が周防大島への移住を決めた理由は大きく3つあります。
①日本家屋（古民家を含む）が密集した集落群での生活にそこがれていたこと②多くのきれいな寺や神社が点在していること③自然との関わりを大切にしている人々がたくさんいること

これらは、周防大島をアピール



▲2月14日には、周防大島を美しくするため、『美しい三浦を創る会』の方といっしょに、人生初の竹きりに挑戦しました。

する時に、武器になるとも思いました。周防大島には都会にあるものがなかったりすることがありますが、逆に都会にないものが沢山あるこの島はとても魅力的です。そして、さらに魅力ある美しい周防大島にするために、漂着ゴミ回収の活動をスタートします。第1回目は周防大島Uターンを応援する会「島くらす」主催で、3月20日(水)・祝日、午前8時30分より1時間程度、ビー玉海岸で行います。この島を美しく、もっと魅力的にできたらと思ひ企画しました。町民皆様のご協力をよろしくお願ひします。



お知らせのコーナー

募集

笠佐島航路・情島航路
「臨時船員」募集

■職種および採用予定人数

- ・笠佐島航路船長 1名
- ・情島航路船長および甲板員業務等 1名

■使用船舶の概要

- 「かささ」 4・9トン、定員12名
- 「せと丸」 4・8トン、定員25名
- (予備船使用あり)

■応募資格

- ・1級または2級小型船舶操縦士(特定操縦免許)の資格を有する者

- ・昭和27年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた

健康な人

■勤務内容等

- 笠佐島航路
 - ・定期便の船長業務そのほか臨時運航・上架作業等あり
 - ・勤務日数 月15日前後
 - (土・日・祝日勤務あり)
- 情島航路
 - ・定期便の船長および甲板員業務(船長・甲板員は交替制)そのほか臨時運航・上架作業等あり
 - ・勤務日数 月17日前後
 - (土・日・祝日勤務あり)

■採用条件

- 笠佐島航路
- ・小松港へ通勤可能な方
- 情島航路
 - ・情島在住もしくは情島へ自分の船で通勤可能な方

■採用期間および勤務時間

- ・平成25年4月15日(月)～平成26年3月31日(月)
- (採用期間の更新あり)

○笠佐島航路

- ・午前7時45分から午後5時30分(休憩時間あり)

○情島航路

- ・午前6時15分から午後6時15分(実働7時間45分)

■賃金

- 笠佐島航路(1日当たり)
- ・船長 9800円

※委託契約

- 情島航路(1日当り)
- ・船長 1万2400円
- ・甲板員 8910円

(別途時間給支給あり)

- 応募方法 履歴書および小型船舶操縦士(特定操縦免許)の写しを郵送もしくは持参の上、お申し込みください。
- 〒742・2192

- 周防大島町大字小松126・2
- 周防大島町役場

■面接日・場所

- 別途通知します。

■募集期限 3月29日(金)

- ※郵送の場合3月29日(金)までに必着したものに限り。

■申し込み・問い合わせ

- 政策企画課 地域振興班
- ☎0820(74)1007

【外国語活動推進事業基金】を積み立てました

周防大島町では、「米軍再編交付金事業」の一つとして、平成23年度から平成28年度にかけて、町内小中学校における外国語コミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図るため、外国語指導助手(ALT)による外国語活動推進事業に要する経費を、「外国語活動推進事業基金」として平成22年度に積み立てましたが、この度、本事業の実施期間をさらに1年間延長するため、新たに860万円を積み立てました。

○再編交付金事業とは

平成19年度から、在日米軍再編による住民生活の安全に及ぼす影響が増大する市町村に対し、公共施設の整備、住民生活の利便向上や産業の振興に寄与する事業などを対象に、国から再編交付金が交付されます。

◆問い合わせ 教育委員会 学校教育課

☎0820(78)2204

健康増進課臨時職員募集

■職種および募集人数

- ・事務職員 若干名
- ・管理栄養士 1名

■業務内容

- ・事務職員 予防接種、検診等の事務処理(ワード・エクセルの出来る方)
- ・管理栄養士 栄養指導(妊婦・乳幼児・成人)

■勤務先

- たちばなケアプラザ内
- 健康増進課 健康づくり班

(西安下庄)

■勤務期間および時間

- 4月1日(月)～9月30日(月)

- 午前8時30分～午後5時15分
- ※更新する場合があります。

■申し込み方法

- 3月25日(月)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。
- 〒742・2806

- 周防大島町大字西安下庄
- 3920番地21

健康増進課 健康づくり班

■面接日・場所

- 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

- 健康増進課 健康づくり班
- ☎0820(77)5504

介護保険課臨時職員募集

職種および募集人員
事務職員 1名

勤務内容

介護予防事業の事務補助
※アンケートの発送・回収・集計・整理、簡単なパソコン入力等を行います。

■勤務場所 橘庁舎内 介護保険課介護予防班(西安下庄)

勤務期間および時間

4月15日(月)～8月30日(金)
(※予定)
午前9時～午後3時

週3日程度(繁忙期には、週4日から5日の勤務となる)があります。

申し込み方法

3月29日(金)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄 3920-3 周防大島町介護保険課 介護予防班

面接日・場所

別途通知します。

申し込み・問い合わせ

介護保険課 介護予防班
☎0820(77) 5530

周防大島町役場

非常勤嘱託職員募集

勤務場所および募集人員

・沖浦出張所(戸田) 若干名

・蒲野出張所(三浦) 若干名
■勤務内容等
・窓口での受付、電話応対その他接客業務

採用時期

4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

勤務条件等

月のうち10日程度勤務(交代勤務)
・勤務日 月曜日から金曜日まで(原則として土、日、祝日は休み)

採用期間

3月22日(金)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2192

周防大島町大字小松126番地2 周防大島町役場 大島総合支所

面接日・場所

別途通知します。

申し込み方法

3月22日(金)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2192

周防大島町大字小松126番地2 周防大島町役場 大島総合支所

面接日・場所

別途通知します。

採用期間

採用期間については平成26年3月31日(月)までですが、勤務成績が良好で引き続き勤務する意欲のある方については、期間を更新することがあります。

申し込み方法

3月22日(金)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

勤務期間

午前9時～午後5時

勤務場所

西安下庄3920-3 橘庁舎内

面接日・場所

別途通知します。

申し込み・問い合わせ

大島総合支所
☎0820(74) 1001

介護支援専門員等臨時職員募集

資格

介護支援専門員・保健師・社会福祉士

採用予定人員

若干名

業務内容

高齢者の総合相談、介護予防支援業務等

勤務期間および時間

4月1日(月)から平成26年3月31日(月)
月曜～金曜(祝日を除く)
午前9時～午後5時

勤務場所

西安下庄3920-3 橘庁舎内

面接日・場所

別途通知します。

募集期限

3月25日(月)まで

申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎0820(77) 5506

自衛官募集

◎一般幹部候補生(飛行・音楽要員含む)
■応募資格

①「大卒程度試験」22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込み含む)、修士課程修了者等(見込み含む)は28歳未満)

②「院卒者試験」修士課程修了者等(見込み含む)で、20歳以上28歳未満の者

■受付期限 4月26日(金)まで

■試験期日 5月11日(土)・12日(日)

※12日は飛行要員のみ

◎歯科・薬剤科幹部候補生

応募資格

①「歯科」20歳以上30歳未満かつ専門の大卒(見込み含む)者
②「薬剤」20歳以上28歳未満かつ専門の大卒(見込み含む)者

■受付期限 4月26日(金)まで

■試験期日 5月11日(土)

◎予備自衛官補

採用年齢

①一般 18歳以上34歳未満の者
②技能 18歳以上で保有する資格に於いて53歳～55歳未満の者
※技能とは、医師、臨床心理士、弁護士、司法書士、語学(英語、ロシア語、中国語、韓国語等)、自動車整備士、テクニカルエンジニア、情報技術者、総合無線通信士、電気主任技術者、建築

施工管理技士、土木施工管理技士等の専門技術者の採用です。
※詳細についてはお問い合わせください。

■受付期限 4月3日(水)まで
■試験期日 4月12日(金)～15日(月)(いずれか1日を指定)
■申し込み・問い合わせ
柳井市南町3丁目8番4号 荒田ビル2階 自衛隊山口地方協力本部 柳井地域事務所
☎0820(22) 8199

国立病院機構 岩国医療センター移転に伴うお知らせ

国立病院機構 岩国医療センター移転に伴い、**3月18日(月)～3月25日(月)朝**までは、岩国医療センターの救急部門は停止し、救急患者の受入れや救急診察はできません。皆様のご理解とご協力をお願いします。※新病院は3月24日(日)に開院します。

問い合わせ

国立病院機構 岩国医療センター ☎0827(31)7121

お知らせ

あなたの資産を
確認してください

～固定資産課税台帳の縦覧～

自分の所有している資産を
確認していただくために、固
定資産課税台帳を無料で見る
ことのできる縦覧を次のとお
り行います。

■縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)

(ただし土曜日、日曜日、祝日
は除く。)

■縦覧できるもの(固定資産
課税台帳にかわるもの)

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在、
地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在、
家屋番号、種類、構造、床面積、
価格)

※縦覧台帳は、旧町単位で作
成していますので、所在を確
認のうえ、該当の各総合支所
で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要
なもの

- ①固定資産税の納税義務者
(ただし、土地(家屋)のみを
所有している者は、家屋(土
地)の縦覧ができません。)

- ・必要なもの
納税通知書・課税明細書等
と印鑑
- ②納税管理人(代理人)
- ・必要なもの

納税通知書・課税明細書等
と印鑑(納税者から委任が
あったものとして扱う。)

※納税者と同居の親族も同様
に取り扱います。

■縦覧料 無料

■時間 午前8時30分～午後
5時15分

■場所 久賀・大島・東和・
橘各総合支所

■問い合わせ
税務課 課税第2班
☎0820(74)1008

ひとり親家庭高等技能訓
練促進費等事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果
的な資格を取得するため2年
以上養成機関で修業する場合
に、生活費の負担軽減のため
高等技能訓練促進費を支給す
るとともに、養成課程の修了
後に入学支援修了一時金を支
給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の
母または父子家庭の父で、次
のすべての要件を満たす方

一人権相談所を開設します

人権相談所では、人権問題、土地、家屋、
金銭貸借、離婚などの生活上の心配事の相談を
受けています。

◆常設人権相談所

法務局では毎日(休日を除く。)人権相談に
応じています。

山口地方法務局岩国支局 ☎0827(43)1125
岩国市錦見一丁目16-35
午前8時30分～午後5時15分

◆特設人権相談所

町内にて毎月一回一会場(9時30分～正午)
にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談
所が開催されています。

－平成25年度計画－

- 大島庁舎
・4月1日(月)・8月5日(月)・12月9日(月)
- 橘総合センター
・5月13日(月)・9月2日(月)・1月6日(月)
- 東和総合センター
・6月3日(月)・10月7日(月)・2月3日(月)
- 久賀総合センター
・7月8日(月)・11月11日(月)・3月3日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

第18回

瀬戸公園お花見ライトアップ

電飾ちょうちんでライトアップされた桜をお楽しみくだ
さい。

◆期間 3月下旬～4月中旬(予定)

◆時間 午後6時～9時

※点灯の時間を過ぎるとタイマーで自動的に消灯しますの
で、ご注意ください。

周防大島町商工会青年部大島支部

難聴児に対する補聴器購入費等の一部を助成します

身体障害者手帳に該当しない軽度・中等度難聴児（18歳未満）の言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入費及び修理費の助成制度が平成24年8月1日から始まりまし

ました。
軽度・中等度の難聴児は、音への反応があるため、難聴があると気付かれにくく、そのままにしておくと言葉の遅れや発音の誤りなど言語の発達に支障をきたすこともあります。このような場合、早期に補聴器をつけることで、言語の発達やコミュニケーション能力を高めることができると言われてい

ます。
町では、こうした子どもの言語習得やコミュニケーション能力向上を高めることを目的に、補聴器の購入費用等の助成を行います。

○助成対象

身体障害者手帳の交付対象とならない程度（両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満）の18歳未満の児童（医師が必要と認めれば30デシベル未満も対象）

○助成額

見積額もしくは基準額のどちらか少ない額の3分の2

○主な補聴器の種類と基準額

機種 (耳掛け型)	基準額 (本体とイヤモード)
軽度・中等度難聴用	52,900円
高度難聴用	52,900円
重度難聴用	76,300円

○申込方法

補聴器を購入または修理する前に福祉課または各総合支所・出張所で申請してください。

なお、医師意見書などが必要となりますし、所得制限がありますので、事前にご相談ください。

◆問い合わせ 福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505

就学援助費・就学奨励費 交付申請について

■対象
・就学援助費
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
・就学奨励費
特別支援学級へ就学してい

☎0820(77)5505
福祉課

です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。
■問い合わせ
福祉課

る町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人
※ただし、認定条件がありませんのでお尋ねください。
■交付内容
学用品費・修学旅行費・学校給食費など
■申請期限 4月19日(金)
(年度の途中でも申請の受付を行います)が、認定となった場合は提出した日から援助対象となります。
■申請方法
教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式に

より申請してください。
(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)
■申請に必要なもの
印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成24年度課税証明書(ただし、平成24年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座
■問い合わせ
教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

4月から難病等の方々 障害福祉サービス等の対象となります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病)の方々がかかります。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

詳細については、健康増進課健康づくり班までお問い合わせください。

◆問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(77)5504

催し

周防大島高校吹奏楽部

第4回定期演奏会

地域福祉のためのチャリティコンサート

今年も私たち周防大島高校吹奏楽部は、地域福祉のためのチャリティコンサートを開催します。日本の愛唱歌、民謡から、クラシック、ジャズ、最近のポピュラー曲まで、バラエティ豊かなプログラムをご用意しております。皆様、ぜひご来場ください。

また、車イスの方は前もってお電話いただけましたら、お席をご用意いたします。

日時

3月24日(日)

午後1時開場

午後1時30分開演

入場料 無料

会場 橘総合センター

主催 周防大島高等学校

共催 町文化振興会橘支部

後援

周防大島町教育委員会

周防大島町社会福祉協議会

山口県吹奏楽連盟

賛助出演

安下庄中学校吹奏楽部、周防大島高校吹奏楽部卒業生

曲目

「小さな楽団のための組曲」
「日本愛唱歌アルバム」赤とんぼ、ふるさとなど」
「沖縄民謡」あさじやユンタ

「J・ポップメドレー」ほか

問い合わせ

周防大島高等学校 井ノ上
0820(77)1048

島のくらしをおすすめわける春コース

健康茶&素材なお菓子づくり

日時

4月3日(水)

午後1時30分～3時30分

場所

しまとびあスカイセンター

(小松)

体験料 500円

受入人数 10人

募集締め切り 3月22日(金)

○山菜料理づくり

日時

4月5日(金)

午前9時30分～午後2時

場所

油田農村環境改善センター

(油田)

体験料 1500円

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方
誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万円～6万7千円)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

仮に80歳前に亡くなられた

場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

○税の特例が用意されています。

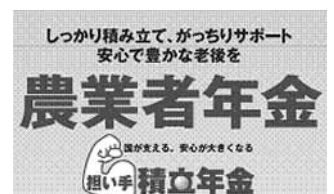
☆支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税)されます。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最



大で216万円)があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ

○周防大島町農業委員会(農林課)

0820(79)1002

○独立行政法人農業者年金基金(企画調整室)

03(3502)3942

http://www.nouen.go.jp/

○山口大島農業協同組合本所または各支所

竜崎温泉温水プール指導日
(3月21日～4月20日)

実施日	
3月	21日(木)、22日(金)、26日(火)、27日(水)、28日(木) 29日(金)
4月	2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)、9日(火)、 10日(水)、11日(木)、12日(金)、16日(火)、17日(水)、 18日(木)、19日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。

実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 介護予防班

☎0820(77)5530

- ・受入人数 5～10人
- ・募集締め切り 3月26日(火)
- ※昼食あり

○田舎料理づくり

・日時

4月18日(木)

午前9時～午後1時

・場所

久楽会館(久賀)

・体験料 1000円

・受入人数 5人

・募集締め切り 4月8日(月)

※昼食あり

○ウニ割り体験

・日時

4月20日(土)

午前10時～午後1時

・場所

西安下庄(庄港) および実施者宅

・体験料 4000円

・受入人数 5～8人

・募集締め切り 4月10日(水)

※昼食あり・雨天中止

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)10002

お元気ですか？

こちらは介護支援専門員です

住み慣れた我が家で安心して暮らすために

住環境を見直してみませんか？

年齢を重ねるにつれて、筋力や身体のバランスを保つ能力が衰えたり、視力が低下してくるなど様々な要因が重なって、ほんのちよっとした段差につまずいたり、すべてで転ぶなど、日常の何気ない場面での転倒が起こりやすくなります。

転倒を予防するためには、日頃から適度な運動をして筋力の低下を防ぐことが大切ですが、転倒事故の半数が住み慣れた家の中でおきていることから、転ばないための住環境づくりも重要です。まず身近で簡単にできることから始めてみませんか！

☆家の中の転倒を予防するチェックポイント

- ・整理整頓し、床の上にはなるべく物を置かない
- ・よく使う物はすぐに取り出せる配置を工夫する

周防大島町主任介護支援専門員

松永 晴美

(介護保険課 地域包括支援センター)

- ・カーペットはたるみを直し、両面テープなどで固定する
- ・コード類は移動の際に邪魔にならないようにすっきりまとめる
- ・照明は明るくし、寝室は夜間でも足元に常夜灯をつける
- ・素足か、滑り止めのついた靴下を履く
- ・玄関の段差(上がりかまち)が高い場合は踏み台を置く
- ・玄関での靴の着脱は椅子に座り行う

手すりの設置や段差の解消などの住宅改修や、心身の機能に合った適切な福祉用具の活用も、安全で暮らしやすい住環境をつくるために有効です。

介護保険で、対象となる場合がありますので、事前に地域包括支援センターやお近くの居宅介護支援事業所までご相談ください。

住み慣れた我が家で安心して暮らすために、転倒を予防できる住環境を整えていきましょう。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

(橘庁舎内)

☎0820(77)5506

3月	
21日(木)	
22日(金)	3歳児健康診査 〈13:00～13:30(受付) たちばなケアプラザ〉
23日(土)	
24日(日)	休日在宅当番医〈安本医院☎73-0822〉 安下庄海の市〈9:00～14:00 橘グリーンパーク横〉 周防大島高校定期演奏会〈13:30～ 橘総合センター〉
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
29日(金)	サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
30日(土)	サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
31日(日)	休日在宅当番医〈川口医院☎78-0306〉 サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
4月	
1日(月)	
2日(火)	健康相談〈8:30～11:30 東和総合支所〉
3日(水)	健康相談〈8:30～11:30 しまとびあスカイセンター〉 育児相談〈10:00～11:30 東和総合センター2階和室〉
4日(木)	健康相談〈8:30～11:30 久賀総合支所〉

5日(金)	こころの健康相談〈久賀福祉センター【要予約】〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504
6日(土)	
7日(日)	休日在宅当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉
8日(月)	
9日(火)	
10日(水)	
11日(木)	
12日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
13日(土)	
14日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉 春季剣道大会〈13:30～ 長尾八幡宮境内〉
15日(月)	
16日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター集会室〉
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
20日(土)	
健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

《4月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	10日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	10日(水)	10:00～10:30
HTLV-1抗体検査	10日(水)	10:30～11:00

相談内容	実施日	時間
エイズ抗体検査	10日(水)	14:00～16:00
心の健康相談	16日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	26日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

人の動き（3月1日現在）

人 口	18,854人	(59人減)
男（日本人）	8,548人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 3人 転入 31人 小計 34人 減：死亡 48人 転出 43人 小計 91人</small>
女（日本人）	10,238人	
外国人	68人	(2人減)
世帯数	10,139戸	(23戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成25年1月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
6	0	9
前年比		
+2	±0	+5

物損事故件数		
件数	前年比	
18	前年比	-1

このコーナーはPDF版では掲載していません。

— 未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ —

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、現在も就職活動にがんばっておられることと思います。ハローワークは最後まで皆さんを支援し続けますので、就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ ハローワーク柳井学卒担当 ☎0820(22)2661